

# 役員選任に関する公告

定款及び役員選任規約に基づき、役員を選任を下記のとおり実施しますので公告します。

記

1、役員候補者は「役員推薦委員会」の推薦を受け、総代会で「役員選任議案」として議決されて役員に就任する。役員候補者は「全体区分」と「地域区分」で定数（選任数）に基づきそれぞれの役員推薦委員会により推薦される。

- ① 役員選任を行う日 2022年6月19日開催の第35回通常総代会
- ② 選任する役員の数 理事28名、監事3名

2、役員任期 2年

3、役員選任区分と全体区分及び地域区分定数（選任数） 以下の通り

	選出区分	対応支部	定数（選任数）
地域区分	宇部	恩田南・恩田中央・恩田西・岬・常盤・岐波・見初神原・上宇部川上・琴芝・新川鶴の島・ふじやま・小羽山・厚南	理事 9名
	山陽小野田	小野田高千帆・小野田有帆・小野田中央・小野田南・山陽	理事 4名
	山口	山口	理事 2名
	下関	下関	理事 2名
全体		美祢支部・その他地域および職員・有識者など	理事 11名 監事 3名
計			理事 28名 監事 3名

4、「地域区分」では地域区分理事候補者の推薦に先立ち、公告し、役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員から申出および組合員による推薦を求めるものとする。

- ① 申出および推薦期間 4月18日(月)～5月17日(火)
- ② 受付方法 理事会（まちづくり組合員活動支援部で受けつけ）
- ③ 申出のできる組合員および推薦される組合員は、2022年3月31日から継続して組合員名簿に登録された者に限る。

5、総代会に提案する役員選任議案決定

- ①全体区分役員推薦委員会は全体区分の理事及び監事候補者を、理事会が定めた定数（選任数）において決定し、理事長に報告する
- ②それぞれの地域区分役員推薦委員会は地域区分の理事候補者を、申出および推薦のあった組合員の中から理事会が定めた定数（選任数）において決定し、理事長に報告する
- ③理事長は報告に基づき、役員選任議案を理事会に付議しなければならない。
- ④理事会は提案された役員選任議案について法令、定款、規約に違反する場合を除き総代会に提案することを決定しなければならない

6、総代会での決定

理事は総代会において役員選任議案の内容を説明する。総代会における役員選任議案の採決は候補者全員を一括して行う。

以上

2022年2月26日  
医療生活協同組合健文会理事会